

○17番 蒲生吉夫議員 いやいや、将来的にできるのはどうかなんていうのは指定管理者だって同じでしょ、それって。指定管理者っていうのは契約が変えるのは何年契約するかわかりませんが、3年かもしくは5年ぐらいの契約するのかもしれませんが、そのたびに職を失うっていう考え方に立たなきゃいけないんですよ。だから、一部業務委託なんじゃないですかと。指定管理者っていう名前を使ったとしても、これは一部業務委託ですよ、名前はそうであっても。私はそこ言ってるんですよ。なので……。
 （「議長を通して言え」の声あり）

○17番 蒲生吉夫議員 その部分について、もう1回答弁してください。
 あと残りの細部については、常任委員会でするので。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 質問どういうふうに答えたらいいか、ちょっと私の方で理解不足でわかりませんので、福祉事務所長の方から答えさせます。

○町田義昭議長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。
 管理業務だけでも業務委託をして社協からの派遣でもよいのではないかというふうなご質問でございますけれども、平成15年に改正されました地方自治法第224条におきまして市の指定施設運営は直営か一部業務委託か、または指定管理者の3つに限定されておまして、児童センターの業務につきましては一部業務委託の範疇を超えるものと判断されることから、指定管理者が適正と思われております。

また、5人の保育業務ではその中に派遣の職員がいて市の職員がいてとなってくると、責任の所在がなくなるため、派遣ではなく指定管理者制度にすることが適当と思われまます。以上でございます。

高橋孝夫議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位4番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

（10番高橋孝夫議員登壇）

○10番 高橋孝夫議員 私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告しております3点について順次質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思ひます。なお、質問内容が前の質問者と重複することもあります、ご了承いただいてそれぞれご答弁をいただきますようお願いいたします。

質問の第1は、市の保育計画についてです。

先月、平成21年度から30年度までの「長井市保育計画」が策定をされ、議会にも配付になりました。これは、本年3月に素案として示されたものにさらに検討が加えられ、成案となったものと理解をしています。

私は、本年3月定例会予算委員会総括質疑で質問させていただきました。その時点では、「検討したい」という内容の答弁が多かったわけですが、今回の保育計画を見れば、伊佐沢児童センターと豊田児童センターの統廃合がなくなったことが素案とは異なる記述になったと感じたところです。

いただきました資料によりますと、5月から6月にかけて5施設で児童センターを語る会が開催されておりますし、7月には西根児童センターを除く4施設で保護者説明会が開かれ、7月31日には児童センター運営委員会を開催されるなどして得られた多くの意見や要望がそれなりに反映をされた結果と感じたところです。成案に至るまでに重ねられた取り組み、大変お疲れさまでございました。

そこで、以下質問項目に沿ってお伺いをいたします。

第1点は、計画は市民の求める内容になっているかについて、福祉事務所に伺います。

昨年度までに実施された保育ニーズ調査や、この間の市議会での質疑、さらにいただきました保育計画に関する意見などという資料などからも明らかなように、さまざまな意見や要望が寄せられていたことはご案内のとおりです。児童センター関係で代表的なものと言えば、1つは3歳未満児の受け入れであり、2つは保育時間の延長であり、3つは園内給食の実施、4つは園児バスの運行に関することだと思います。

保育計画では、明確に方向性を出しているものとそうでないものに分かれているようですが、具体的に方向性が示されていない内容については、今後平成30年度までは実施しないし、検討もしないということなのか、あるいは計画には示せなかったものの、今後も鋭意検討を重ねて計画期間中でも途中から実施に移していくという考え方なのか、まずお聞かをいただきたいと思っています。特に私は2つの点で検討していただきたいと思っています。

その1つは、園内給食の実施についてです。この課題については、計画では何ら具体的には触れられていません。しかし、申しあげましたように要望は多い課題であることは確かです。現段階で方向性を示すことができないのはなぜか、今後検討を加えていく考えはないのか、明らかにしていただきたいと思っています。私は、現在小中学校で実施をしている学校給食と一緒に考えることができないかと思っています。

長井市の学校給食は、小中学校一緒に共同調理場方式となっています。その共同調理場自体が老朽化しており、改築しなければならない状況にあることや、本年6月25日に教育委員会から示されました「長井市小中学校の将来構想について」の中で示された「長井市の6つの小学校については、一部に複式学級となる可能性はあるものの、今後10ないし15年程度は統合せず現

行のまま推移することが望ましい」とする考え方を生かせないかと私は考えています。

具体的に申し上げますが、1つは、現在の学校給食共同調理場の改築に当たっては長井小学校と南北中学校の給食調理場としていくこと、2つは、致芳小学校、西根小学校、平野小学校、伊佐沢小学校、豊田小学校は自校給食方式をとっていくこと、そして3つは、その自校給食で同じ地域の児童センターの給食も実施できないかと考えます。

保育計画では、「平成20年度に改定された保育所指針では小学校との連携が新たに追加され、小学校生活にスムーズに移行できるような対策が求められています」と触れられております。このことから、申しあげましたような考え方も今後の検討に入れていくことで児童センターの園内給食が具体化できると考えますが、いかがでしょうか。この点については、市長の見解をお聞かせいただきたいと思っています。

2つ目は、3歳未満児の受け入れについてです。

保育計画では、「平成22年度から致芳児童センターで3歳未満児も受け入れる」としています。このことは、私は賛成です。ただ、具体的な内容については不確かな状態だとも感じたところです。私は2つの点で検討が必要と感じています。

その1つは、平成22年度から実施するのは致芳児童センターだけで、ほかの児童センターではどうするかという点です。私は、実施するのであれば、5つの児童センターが同時にスタートしていくことが求められていると感じています。どう考えておられるか、福祉事務所に伺います。

その2つは、現状で3歳未満児を保育しているはなぞの保育園などとの連携について考えていくことが必要ではないかという点についてです。

+

福祉事務所では、「長井市における保育所待機児童はゼロ」と言われていますが、本当にそうでしょうか、私は疑問を感じています。子供を授かった夫婦や家庭にとっては喜びもつかの間、産まれた子供をどこで預かってもらうのが悩み事となっていると、私は感じています。それぞれの保育園には定員があり、その定員を大幅に超えて保育することはできません。国の子育て支援策などによって定員の一定割合を超えても保育園に入所可能ということになりましたが、それでも保育所探しは大変だという例が多いのが実態だと思います。特に年度中途に出生した場合は空きがあればいいのですが、ない場合は保育園探しは困難になっているのが現実の姿ではないでしょうか。

私は、この解消を少しでも図るためには、児童センターでは年度中途でも3歳未満児を受け入れることと、そのための体制づくりや環境づくりが必要だと考えます。そうすることでゼロ歳児もスムーズにはなぞの保育園などで受け入れることが可能になっていくと考えますが、どうでしょうか。

いただきました資料では、定員6名から10名で実施予定とあり、最大で10名としたいとされていますが、考え方は年度当初ということなのでしょう。私は、年度当初ではなく柔軟に対応できる環境や体制づくりが必要と考えますが、福祉事務所長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

第2点目は、児童センター運営を指定管理者とすることで何が変わるのかについて、伺います。

先に申し上げました「保育計画に関する意見など」という資料によりますと、指定管理者制度導入に関する意見はさまざま出されています。少し紹介しますと、指定管理者制度に対しては不安であり先が見えない、メリットも見えない、現状の児童センターの雰囲気維持されるのか

不安。利益よりも利用者のことを考えてほしい、不安を小さくしてほしい。もう1年もないのが不安、きちんとできない場合は再来年導入してほしい。指定管理者制度は図書館のような施設はメリットがあるようだが、保育所のメリットとは質的に違う、指定管理者制度を導入しても保育の質の維持向上をお願いしたい。指定管理者制度の導入について地域に浸透していない、これからの入所者が知らないということでは困る。市が直営でやっているから大丈夫だという親の気持ちがある、障がい児も幼稚園より市の方が安心、民間だとどうなるのか、本当であれば市直営で存続してほしい。最初に保護者の意見を聞いてから計画すべきではないのか、致芳児童センターを考えると来年度導入とばたばた感があり、致芳の人はとても不安だと思う。子供を育てることは市の責任、市の責務を明言してほしいなどであります。

こういった意見を聞いた福祉事務所の見解がその下に示されています。その内容は、「指定管理者制度の導入については何が何でも反対というような意見はなく、現在に至った背景も含め、市の方針である（ある意味では仕方がないという受けとめ方）ことを理解していただいたと思われる」と触れられています。私は、この福祉事務所の見解を見て、えっと思いました。私は、この資料を見て感じたのは、保護者などは指定管理者制度導入については不安に思っていることであり、できればこのままの直営方式でやってほしいと考えながらも、市の方針であれば仕方がないのかなあと思っているのだと感じます。そして、保育に関する市の責任を明確にしてほしいし、市のバックアップをこれからもきちんとしてほしいと切実に考えていると感じました。

福祉事務所長に伺います。出された意見などをどう受け取っておられるのか、率直なところをお聞かせをいただきたいと思えますし、一連

の説明会や語る会などで理解と納得が得られたと感じておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。同時に意見などで触れられている1つは、指定管理者制度になると何が変わるのかを提示することが大事という意見や、2つは、指定管理者制度のメリットは何かと、職員が少なくなったからというのではなく、こうだから指定管理者制度にするのだと説明してほしいという意見に対しては、どういう説明をされたのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。また、延長保育や2歳児保育は指定管理者制度とセットなのか、保護者ニーズを聞いて対応する余地はないのかという意見がありますが、これに対する見解もお聞かせいただきたいと思います。

第3点目は、保育園との関係はどうするのかについて、伺います。

私は3月定例会予算総括質疑で、「はなぞの保育園と清水保育園は社会福祉協議会に移管という方式であり、児童センターは社会福祉協議会に指定管理者の受け手になってもらうことには整理が必要ではないか」という質問を申し上げました。答弁は「検討したい」というものでしたが、この間どのように検討され、整理をされてきたのか、福祉事務所長からお聞かせをいただきたいと思います。国からの補助の形態が異なることなど考えられますが、具体的にはどうなのでしょう、お聞かせいただきたいと思います。同時に、両方の受け手である社会福祉協議会の対応は、保育園と児童センターではどう違って来るかについても明らかにしていただきたいと思います。

第4点目は、社会福祉協議会から市に移った後のあり方などを整理する必要があるのではないかについて、伺います。

長井市の保育は、昭和48年度までは主に社会福祉協議会が担っておりました。それを昭和49年度から全面的に長井市が担うこととなり、今

日に至っていることはご案内のとおりです。35年間にわたって市が保育行政を展開してきたわけです。なぜ社会福祉協議会から長井市の業務になったのかについては、私は大きく2点挙げられると思います。その1つは、次世代を担う子供の保育は行政として責任を持って展開することが本来のあり方であると判断したこと、そして2つは保育士、当時は保母と言っておりましたが、保育士の賃金を始めとした労働条件を市の職員並みに改善することで、安心して働くことができるようにと判断したことだと考えます。私は当時市の職員でしたが、社会福祉協議会職員から市の職員となった保育士さんたちのうれしそうな晴れ晴れとした笑顔を今でも思い出しますし、改めて当時の判断は正しかったと思います。それが、平成17年からははなぞの保育園が、19年度からは清水保育園が社会福祉協議会に移管となり、そして平成22年度からは児童センターが順次、社会福祉協議会が受け手となる指定管理者制度を導入することになるわけです。昭和49年度から今日まで35年間にわたる市の保育行政の展開は何だったのでしょうか。何が不都合で何が問題だから、35年前に帰らなければならないのでしょうか。

3月定例会での福祉事務所長の答弁は、「指定管理者制度を導入することによって少ない財源で効率よいサービスを実行することができると思います。今までかかっていた財源を、削減された経費を生かしながら利用者のサービス向上も図ることができるという観点からこういった文章の記載をさせていただいたところです」とし、「児童センターの運営に関しましては大半が人件費でございますので、その人件費につきまして指定管理者導入によって削減される分をサービスの方に充てていきたい」という内容でした。

この答弁に象徴されるように、社会福祉協議会への移管や指定管理者制度導入は人件費を浮

+

かすことに主眼があるということになるのではないですか。「行財政改革の一環だから」と言っても、これでは「保育従事者の待遇はそこそここいい」と言っているのと同じではないかと感じます。本当にこういうことでよいのかどうか、私は35年間の保育行政と、そして昭和49年当時なぜ社会福祉協議会から市に保育行政を転換したのかについての検証と整理が必要だと考えますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。その上で慎重な判断をすることこそ大切なことと考えますが、いかがでしょうか。あわせてお聞かせいただきたいと思います。

第5点目は、市は何をしていくのかについて、市長に伺います。

保育計画では、「保育の実施主体である長井市が市民に期待される保育所の役割を担いながら、よりよい保育環境を築いていくために、今後の児童センターのあり方について検討し、市民ニーズに即した特色ある保育事業の推進に向け、保育計画を策定する」と触れています。

私は、実際の保育に直接手をかけない、保育現場を直接持たない長井市は保育計画を策定して、その後具体的には何をしていくのかについて、なかなか整理ができません。「保育の実施主体である長井市」とは、どういう内容を言うのでしょうか。実施主体でありながら、直接には保育には携わらないということになっていくのではないのでしょうか。「現場主義」という言葉をよく聞くようになりましたが、長井市には直接にかかわる保育現場がなくなるのではないですか。保育現場は別の機関が展開し、市はその機関にお金を支払うということによって本当に生きた保育や現場に即した指導や判断ができるのでしょうか。私は、心配でなりません。今回の保育計画は10年間の計画ですが、10年後はどうなるのでしょうか。将来の保育の実施主体である長井市の姿をどのように構想されているのか、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思いま

す。

質問の第2は、勤労センターなどの運営の考え方についてです。

今定例会に、勤労青少年ホーム設置条例の一部改正と勤労者テニスコート設置条例の一部改正案が提案をされています。2つとも平成22年度から指定管理者制度を導入していくという内容となっています。そこで、2点について伺いたいと思います。

第1点目は、指定管理者の受け手について商工観光課長に伺います。いただきました資料によりますと、指定管理者の指名方法は非公募とし、候補団体は長井職業訓練協会と予定しているようです。私は、このことには少なからず疑問を感じます。この団体は、昨年度から補助金問題に直接かかわっている団体ではないかと思われま。そういった団体を指定管理者としての指定候補としていくことには疑問を感じるのは、私だけではないと思います。そこで、以下伺いたいと思います。

まず1つは、この間の補助金問題はもうなっているのかについてです。この間、何回か経過については報告をいただいているわけですが、その後どういった検討がなされ、どう対応されようとしているのか、さらに現在どこまで解決に向けた取り組みがなされようとしているのかなど、私たちにはわかりません。前回の報告以降の状態について、わかる範囲で明らかにしていただきたいと思います。

2つは、長井職業訓練協会そのものの組織、あるいは現在具体的にはどなたが運営に携わっておられるのかなど、お聞かせいただきたいと思います。事件以降、役員交代などがなされているようですが、現在はどのような構成になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

3つは、なぜ非公募となるのか、その判断基準について伺います。私は、指定管理者制度導入に当たっては公募が原則と思っておりますが、

でしょうか。お聞かせをいただきたいと思っています。

4つは、関係するそれぞれの団体との関連がどうなるのかについて伺います。この施設には、中央地区公民館や青少年ホームなどの団体が入っています。指定管理者制度を導入することで、これらの団体と指定管理者の関係はどうか、これまでと変化があるのかどうかについて、お聞かせをいただきたいと思っています。

5つは、指定管理料について伺います。平成20年度の主要な施策の成果報告書によりますと、勤労センターの施設維持管理委託料として101万2,637円が支出されているようですが、これはどうなるのでしょうか。具体的な指定管理の範囲も含めて指定管理料の考え方を示していただきたいと思っています。

第2点目は、将来の運営について市長に伺います。

「勤労センター」と一口で言いますが、その内容は込み入っていると私は感じています。まず、一帯の土地は長井市の所有となっておりますが、その土地に建っている建物、テニスコートなどがすべて長井市の所有ということにはなっておりません。入り口のある事務室がある3階建ての地域職業訓練センター棟は独立行政法人雇用・能力開発機構の所有であり、勤労青少年ホーム棟とその上の市民体育館は長井市の所有となっております。テニスコートも長井市の所有となっております。特に地域職業訓練センターは、申し上げましたように独立行政法人雇用・能力開発機構が管理運営を山形県に委託し、山形県が長井市に再委託し、さらに長井市が長井職業訓練協会に再々委託しているということになっています。

このように土地と建物の所有者が異なり、管理運営は再々委託しているという複合体全部を指定管理制度導入でやれるものなのか、私はなかなか整理がつきません。複雑になっている状

態のままにスタートして、問題が生じないのでしょうか。また、みずからの所有物でもないものを、委託されているからといって指定管理者制度にのせることはできるのでしょうか。整理しなければならない課題が多いのではないかと感じます。私は、全部長井市の所有物とした時点で指定管理者制度導入を図る必要があると感じますが、どうでしょうか。独立行政法人雇用・能力開発機構からの建物譲渡の打診なども含め、将来どのような活用と運営を構想されているのか、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

質問の第3は、消防の広域化について、市長に伺います。

この問題では、昨年12月定例会で質問させていただきましたし、本年3月に西置賜行政組合議会全員協議会で報告をいただいております。私の理解では、本年度から置賜広域行政事務組合内に新たに検討する部署を設置し、長井市からも職員を派遣して鋭意検討を行っている最中というふうに考えていたところです。ところが、先月に白鷹町の議員から、「この10月には広域化を決めるらしい。早く会議を開くべきだ」という話が再三ありました。理解できずにいましたが、9月の1日に市長、副市長、そして企画調整課長から現状について報告をいただいたところです。

私は、この問題は拙速に結論を出せるようなものではないと考えておりましたが、置賜広域行政事務組合内部では動きもあるということであり、置賜広域行政事務組合で決められる問題でもないし、かといって西置賜行政組合で決める問題ではないと私は考えています。この地域の安心・安全の確保と住民の身体、財産を守るためにも重要な問題であります。

市長から現状の動きについてと自治体の判断、今後どういう方向で臨まれようと考えておられるのかについてお聞かせいただき、議会全体の

+

共通認識を図りたいと考えます。率直に考え方を
お聞かせいただきたいと思ひます。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご清
聴ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答え
いたします。

議員の方からは事前の発言通告書に加えまし
て、きょう詳しい内容についてもちょうだいし
たんですが、お昼時間にちょっと見ただけで残
念ながら抜ける部分が出てくるかもしれません
ので、そこはご指摘をいただきたいというふう
に思ひます。当初の想定した質問内容と大分ち
よっと違っておりますので、恐縮でございます
がご指摘いただきたいと思ひます。

まず最初、市の保育計画についてということ
で（１）の計画は市民の求める内容となってい
るかということ、私が答弁すべき内容は児童
センターの園内給食についてどうだというこ
とと理解しておりますが、まず私は学校給食共
同調理場の方がやはり改築をしなければいけ
ない状況も既に超えてるということから、早急
に調理場のあり方を決定しなければいけない
わけでございますけれども、もし学校給食を利
用する場合と利用しない場合と二通り考え
方あるんですが、今のところは学校給食を利
用しないでいけるんじゃないかと。何といい
ましょうか、学校給食共同調理場、今のま
まですと、なかなか難しいと思ひますので、
改築とリニューアルするときに検討するとし
て、まずは保護者の皆様の要望にお答えす
るには、できるだけ早く保育園あるいは幼
稚園のように給食も考えなければいけな
いと、そういうことで対応を考慮しております
が、そういった意味では、子供が減少する
中で親の就労の有無にかかわらず利用できる
保育園と幼稚園のよいところを生かす施設
として認定こども園制度が平成18年10
月に創設されたということございまして、
長井市の児童センター運営

の充実を考慮した場合、保育時間が柔軟に
選べることで、あと給食の提供が基本サー
ビスとして対応できること、子育て支援セ
ンター的な機能整備が図れることなどから
非常に有益な制度であるというふうにと
考えております。

議員からお話ございました児童センターの
給食提供については、認定こども園制度の
導入を検討する中で基本的には進めていき
たいというふうにと考えておりますが、N
PO法人、例えばまごころサービスさんで
給食を提供することができんじゃないか、あ
るいは西根の児童センターでは保護者の
方で毎日ではありませんけれども、弁当を
委託して配給しているとか、そういったこ
とがございますので、ぜひそれぞれの保
護者の皆様とか、あるいはNPOで供給し
ていただけるところ等々、ぜひ来年あたり
からできるかどうかですね、それも含めて
検討していきたいというふうにと思ひます。

それから、平成17年からはなぞの保育園
、それから平成19年から清水保育園を社
会福祉協議会に移管させていただき、保
育園の運営をいただいているところでござ
いますけれども、市民の信頼も厚く良好な
保育サービスを提供していただいているこ
とでございます。

児童センターにつきましては、保護者のニ
ーズの高い延長保育や2歳児保育にも対
応していただきながら、致芳児童センター
を始めとして順次社会福祉協議会に指定
管理者としてお願いしていきたいという
ふうにと考えております。

指定管理者の制度におきましても、長
井市の保育指針に沿って保育をお願いし
、保護者ニーズもできるだけ反映できる
よう努めてまいりますので、保育の実施
主体として十分に取り組んでいただける
というふうにと考えているところでござ
います。

次に、これは昭和49年当時、なぜ社
会福祉協議会から市に保育行政を転換し
たのかについての検証と整理が必要では
ないかということござ

ざいますが、昭和49年の社会福祉協議会から市への転換につきましては、当時の詳しいことまでははかりかねるところでございますけども、当時の高度経済成長の状況であったり、児童の出生数の増加、あるいは働く女性の増加による保育所の不足等から保育行政がますます重要不可欠だったんだろうというふうに想定できるところでございます。また、一部の保育士のみ、既に社会福祉協議会の身分ではなく、市の職員に身分がなっていたということもあったというふうに聞いておまして、保育士の待遇の平等化の観点から市の職員になったのではないかとこのように考えております。

それによりまして長井市の保育行政は他市町村に誇れる充実したものになったことは議員ご指摘のとおり、私もそのとおりだというふうに思っておりますが、その後の特に平成に入ってからいろいろな経済状況の厳しいバブル以降ですね、崩壊以降生じてきたと、そして児童の減少や人口の減少、若い人たちの首都圏、大都市への集中といったことから同時に市の財政の困窮化という、そんな時代の流れの中でどこの自治体も、とりわけ残念ながら人件費の抑制が必要不可欠というふうに、圧縮せざるを得ないということになってきたものと理解しております。保育施設の民間化、民営化、指定管理者制度を推し進める大きな動きになってることも否めないのではないかとこのように思っております。

やはり「同一賃金同一労働」というふうに今も言われてるわけでございまして、私もそれはぜひ実現しなきゃいけない内容だと思いますが、なかなか保育士さんの中でも保育園と児童センター、あと認可保育園、無認可といろいろな形態はあるんですけども、やはり仕事の内容は同じであろうというふうに考えますと、なかなか公務員でなければならない理由っていうのは今の時代の価値観からいえば、ちょっと薄れてきたのかなというふうにも考えておるところでござ

います。

次に、市は何をしていくのかということでございますけども、保育の実施主体である長井市の姿をどのように構想されておられるのかということでございますけども、高橋議員が冒頭でお話しなさったように保護者のニーズっていろいろ多様化してきてるとこのように思っていますし、それにおこたえしていくことがやはり子育て支援にもつながるとこのように考えております。

1つは、まず3歳未満児の受け入れ、また2つ目には保育時間の延長ですね、それから園内給食の実施、園児バスの運行ということでございますけども、私といたしましては特に保育時間延長については、やはり指定管理者制度で行った方がスムーズに行くんじゃないかというふうに考えております。

また、園児バスの運行についてでございますけども、今児童センターの園児バスについては、それぞれの地域で父母の会で運営いただいております。大体市の方でも均等に100万円から120万円ぐらいの範囲でそれぞれ支援してるわけですが、差し引いた部分は保護者負担になっております。そうしますと、一番高い伊佐沢地区と安いところでは1.5倍、5割ぐらい違うところをやはり是正しなきゃいけないんじゃないかと、そういったところに市ではお金をかけなきゃいけないんじゃないかなと思います。

運営については、社会福祉協議会の方をお願いして、そして施設の充実とまた園児バス送迎、そういったことの平均化を図り、赤字の部分は市で行政で持つと、また給食も安全で安心おいしいものを届けられるような工夫を行政としてもやっていくと、そういったことを私としては行政として力を入れていくべきじゃないのかなというふうに思っております。

次に、2点目の勤労センター等の運営の考え

+

方についてでございます。

(2)の将来の運営はということでございますが、将来の運営につきましては、平成22年度から勤労青少年ホーム、勤労者テニスコート、市民体育館の3施設は指定管理者制度による管理運営となり、地域職業訓練センターは雇用・能力開発機構の所有のため、指定管理者制度は適用できないので、管理運営委託の形式となるというふうに考えております。勤労センターとしては、当面はこの2つの形式で運営されていくことになるのではないかと思います。なお、将来、地域職業訓練センターの譲渡等の話が機構の方からありましたら、改めて取得を検討し、取得した場合には勤労センター全体が指定管理者による一元化された管理運営になるというふうに考えてるところでございます。

指定管理者の受け手については、ちょっと前後いたしますが、想定しておるのは長井職業訓練協会でございます。議員ご指摘のとおり、いろいろ事件等々もございましたけども、去る2月17日の全員協議会で市として西置賜で唯一の公的職業訓練機関である協会の存続を応援すると申し上げた経緯がございます。また、協会でも6月の総会で三役を一新し、理事も大幅に入れかえ、建設業から製造業に内容を軸足を移すような内部改革も行われているということでございます。そのようなことから地域職業訓練センターの運営を委託している長井職業訓練協会にお願いしたいというふうに考えております。

最後に、消防の広域化でございますけども、現状の動き、あるいは自治体の考え方等々でございますが、経緯といたしましては県の方から置賜広域行政事務組合の理事会で平成20年2月4日に県消防広域化推進計画案の説明がございました。これは20年3月に作成されているところでございます。西置賜行政組合の正副管理者に対しましては平成20年6月25日に広域化の説明があったところでございます。県では消防の

広域化を協議する場を設けてほしいということであり、県からのかかわりってというのはこの段階まででございます。以降、置賜広域行政事務組合では参与会を加えまして幹事会、総務部会、財政部会、消防部会を設置し、検討を行ってきております。21年度4月から置賜広域行政事務組合内に消防広域化推進室を設けながら、当市からも補佐職1名を派遣しております。

置賜広域行政事務組合の消防広域化については、消防本部の位置など主要調整5項目と、これに関連する数値、予算に裏づけされた計画を見てから判断したいと思っております。しかし、今日現在、判断に必要な資料はまだ示されておりませんので、今のところはその状況を見守ってるといことになると思います。

私といたしましては、消防というのは非常に住民の皆様の生命と財産を守る重要な役割を持つてゐるのでございますので、慎重に進めなきゃいけません。将来的には広域化について否定できないものではないかというふうに思っております。これは、長井市の西置賜行政組合負担金が現在過重であるという現実もありまして、置賜の消防広域化についてはそういった部分も直していくということをにらみながら両方ですね、こう考えながら長井市にとってよりよい方向を選択すべきではないかというふうに思っております。これは私ども行政側はそうですが、議会の方からも十分に議論を進めながら慎重に進めなきゃならないというふうに思っております。

あとは、議員がご指摘のとおり西置賜行政組合の中で決められることではなく、それぞれの市町村、自治体で判断すべき内容でございますので、長井市としても繰り返しになりますが、議会の皆様あるいは消防本部職員、また消防団等々とも協議をしながら判断してまいりたいと思います。以上でございます。

○町田義昭議長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 高橋孝夫議員のご質問
にお答え申し上げます。私には、6点ほどのご
質問がありましたので、順次お答えを申し上げ
ます。

第1点目でございますが、保育計画の中で具
体的に方向性が示されていない内容について今
後の対応はどう考えているかについてございま
すが、社会情勢や国の政策と動向を見ながら、
長井市の状況も加味しながら随時見直し、検討
を重ね、実態に即したものにしていきたいと思います。

第2点目の3歳未満児の受け入れについて、
致芳児童センターだけ実施し、ほかの児童セン
ターはどうするのかについてでございますが、
現在の職員体制ですべての児童センターで3歳
未満児を受け入れる場合、新たに保育士の確保
が必要になります。行財政改革推進計画を踏ま
えますと、非常に厳しいと考えるので、この
ことから指定管理者制度を導入する児童センタ
ーだけで実施するものと考えております。

第3点目でございますが、3歳未満児の受け
入れは柔軟な対応が必要ではないかについてで
ございますが、児童センターにつきましてはご
存じのとおり認可保育園に準じて運営しており
ます。ですので、2歳児の職員の配置基準は6
対1であり、年度途中で人数がふえた場合は職
員を確保しなければならないというふうなこと
もありまして、基準日を年度当初といたしました
ものでございます。なお、今後実施する中で不都
合があれば、見直し等も含めて実施してみても
ら検討してまいりたいと考えておるところでござ
います。

次に第4点目でございますが、保護者説明会
で出された意見をどのように受けとめているの
かについてでございますが、保護者の皆様からは
指定管理者制度の導入につきまして、まず第1
点目に子供を預けられる受け皿として市がきち
んと責任を持って対応してほしいというふうな

こと、また、安心して預けることができるよう
に理解をしている事業者をお願いしてほしいと
いうふうなこと、あとは民間のよいところを生
かしながらバックアップをしっかりとしてほしい
というふうな要望、ご意見があったのではない
かということで私は受けとめております。

この皆様から寄せられたご要望にこたえるべ
き指定管理者制度をより理解していただくため
にも、今後も導入に向けて話し合いを重ねなが
ら指定管理者制度の受け入れ先につきましては、
仕様書、基本の協定書の中で長井市の保育指針
に基づいて運営基準、保育士の配置基準などを
明確にして保育水準の確保と充実を図ってい
きたいというふうに考えているところでございま
す。

次に第5点目ですが、指定管理者制度になる
と何がかわるのか、メリットは何かでございま
すが、まず保護者からの要望でありました延長
保育や2歳児保育の実施によりまして、さらな
るサービスの向上が期待されるというふうなこ
とと、第2点は長期的に見まして経費の縮減が
図られることから、効果的な財政運営が図られ
るものと思っております。第3点目といたしま
しては、新たな事業展開することによりまして
民間事業者での雇用の確保と地域の活性化につ
ながるものというふうなことで考えているところ
でございます。

第6点目でございますが、社会福祉協議会で
移管と指定管理者の違いは、国の補助形態の違
いは、保育園と児童センターの対応の違いは何
かという点について、お答え申し上げます。

移管というのは民間がすべて責任を負うもの、
指定管理者というのは市が責任を負うものとい
うことで私は大ざっぱにいうと、そのようなこ
とで認識しております。

また、国の補助形態の違いでございますが、
保育園は年齢に応じて国や県の負担金、補助金
が出ておりますが、児童センターにつきましては

+

は国、県の補助がありません。長井市は認可保育所と同様の集団保育をしていることから、地方交付税措置はされておりますが、この運営の大半は市の財源で運営しているところでございます。

保育園と児童センターの違いでございますが、保育園は、先ほど市長申し上げましたが保育に欠ける人が……。

(「所長、いいです」の声あり)

○船山祐子福祉事務所長 いいですか。じゃあ、以上でございます。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

1点目の補助金の問題につきましてでございますが、2月17日の全協報告以降につきましてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、2月の27日に県の方に対しまして返還分の一部174万8,000円を返還してございます。協会の方から返還をしてございます。それから、2月28日付で関係者より1,136万円程度の返還のお申し出がありまして、3月29日にその金額が返還され、協会に対して支払われてございます。それに基づきまして4月の10日に協会の方から県に対して補助金の返還の残金分を支払いをしたというふうな状況でございます。したがって、不正受給分としての返還命令の金額はこの時点で清算を終了してるというふうな状況でございます。

次に、長井職業訓練協会の組織あるいは現在の体制というふうな部分でございますが、6月の総会で三役が交代をしてございます。現在の会長が小野哲雄様でございます。副会長につきましては新任の方がなられてございます。なお、事務局といたしまして菊地繁様、訓練校の校長を兼務というふうなことでございます。菊地事務局のほかに事務主任という1名の方を体制としてつくっているというふうなことでございます。

それから3つ目の、なぜ非公募となるのかというふうなことでございますが、一端につきましては市長の方からお話があったかというふうに思います。手前側の職業訓練センターの建物につき……。

(「どちら側」の声あり)

○齋藤理喜夫商工観光課長 南側の建物につきましては市の所有物でないというふうなことで、これにつきまして指定管理の体制をとることはできないだろうというふうな考え方でございます。ただし、利用ののですか、利便性あるいは合理性というふうな部分で考えますと、南側の建物と北側の建物を共通の体制として管理をする、運営をしていくというふうな考え方がもっとも望ましい枠組みであろうというふうなことで、北側の部分につきまして訓練協会の方を指定管理者として指名をしていきたいというふうな考え方でございます。

次に、4番の指定管理者導入に係る関係団体との関係でございますが、今までどおりの形になるというふうに考えてございます。

それから指定管理料でございますが、議員がお示しなさいました101万2,000円というのは、勤労センター費あるいは青少年ホーム費ののですか、維持管理的な経費の総額かというふうに思われますので、それに加えて運営に係る人件費等の部分も当然指定管理の段階では必要になってくるだろうというふうに思います。勤労センター費、青少年ホーム費に係る総体の経費につきまして地域職業訓練センターの委託費、それから北側の3つの施設の指定管理料というふうなことで分けて積算をしていく必要があるだろうというふうに考えてございます。なお、これにつきましては12月議会までに債務負担に係る積算をしていくことになろうというふうに思っております。以上です。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 ちょっと時間がないの

で、それぞれ答弁をいただきました、まず御礼を申し上げたいと思います。

市長、それから福祉事務所長から、この児童センターのことについてはいろいろ答弁いただきましたが、指定管理者制度を導入して初めて延長保育と2歳児保育ができるっていうことではないのかという住民の意見があるわけですね。具体的にいうと、もう申し上げましたが「延長保育や2歳児保育は指定管理者制度とセットなんですか」という言い方されているんです。

私、これはまさに先ほど福祉事務所長の答弁のそうなるわけです。けども、指定管理者導入ってというのは22年度が致芳児童センターで、あとずっと年度をずれていくわけですが、指定管理者導入にならないと、その児童センターでは2歳児保育も3歳児保育もそれから延長保育も実施できないということではちょっとひどいんじゃないかなって私、こう思ってるんですよ。同時にスタートできれば一番いいんですけども、そこは前倒しするという検討も私は含めてやってもらいたいなと思ってるんです。そういう要望いっぱいあるわけです。そのことをぜひもう一度お聞かせいただきたいのと、給食はいろんなことあると思います。私、申し上げた考え方一つの選択肢として検討していただいて結構ですし、これもできるだけやっぱり実施できるように、ぜひ対応いただきたいと思います。そこだけお聞かせいただきたいと。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、できないことはないかもしれませんが、まず延長保育。少ない保育士さん、正職員の保育士さんが交代で例えば7時半から、あるいは夜6時半とか7時までですね。やっぱり責任者ついてないと、だめなわけですよ。定時補助職員で責任持たせるというのは、私はやはり無責任だというふうに思いますので、そういったことを考えますと、保育士さんの職

員、正職員の採用をしないと残念ながら難しいんじゃないかというふうに思っております。

ただ、それは今の職員の中でできないかどうかというのは、具体的にシミュレーションしないとわかんないですけども、そういったことがまず第一にあるんじゃないかなというふうに思っております。それを指定管理者制度でお願いした場合に受け手としての社会福祉協議会には、やっぱり正職員として採用していただいて責任を持って保育に当たっていただけるように、その処置もお願いしたいということ指定管理者となる社会福祉協議会の方にはお願いしてるところでございます。

そんなことで福祉事務所長もそんなように答えたというふうに理解しております。

○町田義昭議長 ここで、暫時休憩いたします。
再開は、3時20分といたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時20分 再開

+

○町田義昭議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

鈴木悟司議員の質問

○町田義昭議長 順位5番、議席番号2番、鈴木悟司議員。

(2番鈴木悟司議員登壇)

○2番 鈴木悟司議員 9月定例会の一般質問に際して、私の通告している質問事項は2点であります。市長以下、当局の皆様におかれましては簡潔明瞭なご答弁をお願い申し上げます。